

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第863号)

平成23年1月27日

横 情 審 答 申 第 863 号

平 成 23 年 1 月 27 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年7月12日市地施第205号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「サインシステム計画」ほか7件の別添に示す1の行政文書の開示決定並びに「栄公会堂地下駐車場の照度測定結果に関する資料」及び「横浜市庁舎駐車場（ブロックA）の管理運営に関する基本協定書」ほか3件の別添に示す3の行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「サインシステム計画」ほか7件の別添に示す1の行政文書を特定して開示とした決定並びに「栄公会堂地下駐車場の照度測定結果に関する資料」及び「横浜市庁舎駐車場（ブロックA）の管理運営に関する基本協定書」ほか3件の別添に示す3の行政文書を特定して一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「2. 同条例の指定管理者との間の協定書および資料、ならびに協定に至るまで指定管理者が横浜市に提出した文書・資料のすべて」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成22年2月19日付で「サインシステム計画」ほか7件の別添に示す1の行政文書（以下「文書1」という。）を特定して開示とした決定及び「栄公会堂地下駐車場の照度測定結果に関する資料」（別添に示す2の行政文書。以下「文書2」という。）及び「横浜市庁舎駐車場（ブロックA）の管理運営に関する基本協定書」ほか3件の別添に示す3の行政文書（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して以下「本件申立文書」という。）を特定して一部開示とした決定（文書1から文書3までに係る決定を総称して以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件申立文書を特定し開示又は一部開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうち文書2にある個人印の印影及び文書3にある法人代表者印の印影については、当該個人又は当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 文書の特定について

開示請求書の記載から本件申立文書を特定して本件処分を行った。指定管理者を指定するまでの手続としては、公募を実施し、横浜市庁舎駐車場指定管理者選定委

員会の審査を経て優先交渉権者として決定する。その後、市会の議決を経て指定管理者として指定する。なお、基本協定締結に向けた協議については、優先交渉権者として決定した後に開始する。

開示請求書の記載からは、指定管理者との協定書を締結するまでの間に指定管理者が横浜市に提出した文書及び資料（以下「本件提出文書」という。）を請求したものと解される。本件提出文書としては、指定管理者として指定するまでの間に優先交渉権者として提出した文書及び資料も含めてすべて特定し、本件処分をしていることから、その他に対象行政文書は存在しない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、開示請求書記載のすべての文書・資料を開示せよ。
- (2) 開示請求書の記載に則った文書・資料の開示がない。
- (3) 詳しい処分理由を待って追って述べる。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

横浜市では、平成21年3月に横浜市庁舎駐車場条例（平成21年3月横浜市条例第16号。以下「駐車場条例」という。）を制定し、庁舎駐車場の管理運営に指定管理者制度を導入するとともに、庁舎駐車場を有料化して指定管理者に利用料金を収受させることとした。指定管理者の選定は公募によることとされ、その結果、平成21年7月に優先交渉権者が決定されている。その後、市会での議決を経て同年10月に指定管理者が指定され、平成22年2月1日から指定管理者による管理運営が開始されている。なお、横浜市と指定管理者との間では平成22年1月26日付で基本協定書が、また、平成22年2月1日付で年度協定書がそれぞれ締結されている。

本件申立文書は、横浜市と指定管理者との間の基本協定書及び年度協定書並びに本件提出文書として実施機関が特定した文書であり、その内訳は別添に示すとおりである。

(2) 本件申立文書の特定について

ア 申立人は、開示請求書に記載したすべての文書・資料の開示を求めているところ、開示請求書の記載のうち「指定管理者との間の協定書および資料」について

は、文書 3 以外に請求対象文書が存在する事情は認められないことから、もう一方の「協定に至るまで指定管理者が横浜市に提出した文書・資料」について文書 1 及び文書 2 以外に本件提出文書が存在するか否かについて検討する。

この点について、実施機関は、優先交渉権者として提出した文書及び資料も含めてすべて特定し、文書 1 及び文書 2 以外に本件提出文書は存在しないと説明しているため、当審査会で、平成22年11月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 申立人は、庁舎駐車場の有料化について、有料化の趣旨や経緯、制度内容の確定に至った経緯、利用料金の減免の内容などに関心を持っていたため、本件請求以前から対応してきた。本件請求にあたり、申立人は、制度運用の内容の確定に当たって、民間事業者である指定管理者から制度運用の詳細にわたる内容が記載された何らかの文書が市に提出されたのではないかと考えていたようである。
- (イ) 駐車場条例等の制定、指定管理者の指定、指定管理者による管理運営の内容の確定等に係る業務については、実施機関の市民局地域施設課（本件請求時は市民活力推進局地域施設課。以下「地域施設課」という。）が主体となって進めてきており、また、申立人が求めているものは、制度運用の内容の確定に当たって指定管理者から提出された資料であったことから、本件請求の対象である本件提出文書は指定管理者から地域施設課に提出された文書であると考えている。
- (ウ) 文書 1 及び文書 2 以外に本件提出文書が存在しないことは前記 3 (2) のとおりである。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 実施機関の説明では、本件請求に対しては地域施設課が指定管理者から提出を受けた文書及び資料を特定したとのことであり、その理由として本件請求以前から申立人に対応してきたことなどを挙げている。本件請求の開示請求書にある「・・・横浜市に提出された・・・」との記載を素直に読めば、本件提出文書は、地域施設課に提出された文書に限らずその他の課等に提出された文書も含まれるようにも考えられる。しかし、実施機関が説明する本件請求に至るまでの経緯や、申立人が自身が求める文書について異議申立書等において具体的に主張していないことを踏まえると、本件提出文書として実施機関が地

域施設課に提出された文書に限定して本件処分を行ったことは不合理であるとは認められない。

- (イ) 以上を前提として、文書１及び文書２以外に本件提出文書が存在するか否かについて検討すると、文書１及び文書２には優先交渉権者が決定した平成21年７月から年度協定書が締結された平成22年２月までに係る文書が含まれており、また、その内容も、指定管理者による駐車場の管理運営に向けて協定書締結までに市と指定管理者との間で調整が必要と思われるものであって、文書１及び文書２以外の本件提出文書の存在をうかがわせるような事情は認められない。
- したがって、文書１及び文書２以外に本件提出文書が存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、文書１を特定して開示とした決定並びに文書２及び文書３を特定して一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別 添

1 平成22年 2 月19日付市地施第587号の開示決定に係る行政文書

- (1) サインシステム計画
- (2) 都筑区役所駐車場の照度測定結果に関する資料
- (3) 港北区役所駐車場出入口機器詳細図、設置図
- (4) 認証内容検討資料
- (5) 工程表
- (6) 認証機設置場所・希望数一覧
- (7) タイムズチケット販売契約書（雛形）
- (8) 料金体系表

2 平成22年 2 月19日付市地施第587号の一部開示決定に係る行政文書

- (1) 栄公会堂地下駐車場の照度測定結果に関する資料

3 平成22年 2 月19日付市地施第587号の一部開示決定に係る行政文書

- (1) 横浜市庁舎駐車場（ブロック A）の管理運営に関する基本協定書
- (2) 横浜市庁舎駐車場（ブロック B）の管理運営に関する基本協定書
- (3) 横浜市庁舎駐車場（ブロック A）の管理運営に関する年度協定書
- (4) 横浜市庁舎駐車場（ブロック B）の管理運営に関する年度協定書

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年7月12日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成22年7月16日 (第105回第三部会) 平成22年7月22日 (第170回第一部会) 平成22年8月27日 (第175回第二部会)	・諮問の報告
平成22年10月14日 (第173回第一部会)	・審議
平成22年11月25日 (第175回第一部会)	・実施機関の事情聴取 ・審議
平成22年12月9日 (第176回第一部会)	・審議
平成23年1月13日 (第177回第一部会)	・審議